（参考３）

# 平成16年度以降のＯＴＯ活動について

平成16年3月29日
市場開放問題苦情処理推進会議

平成6年にＯＴＯの体制が強化されてから10年が経過したが、我が国の市場開放問題を取り巻く情勢にも変化がみられる。1995年にＷＴＯが発足して、多国間の枠組みの下での紛争解決手続が強化されたほか、最近では世界的にＦＴＡが重要な通商政策課題と位置付けられるようになっている。この間、我が国をめぐる対外経済摩擦の全般的な沈静化を反映して、ＯＴＯ事務局に寄せられる苦情は減少傾向にある。

他方、こうした情勢の変化にも拘わらず、類似した案件が繰り返し苦情として寄せられていることにかんがみ、本年度のＯＴＯ推進会議では、苦情そのものが解決に至ったか最終段階まで確認するために、対策本部決定の検証を行ったが、過去の審議の経緯等が必ずしもその後に活かされていない事例のみられることは、継続的な課題となっている。

体制強化から10年の節目を迎え、ＯＴＯとしても上記の様な情勢の変化や継続的な課題への対応が求められている。よってＯＴＯ推進会議では、平成16年度以降の活動にあたり、以下の指針に基づく対応を講じることにより、我が国市場アクセスのより効率的かつ効果的な改善を目指すこととする。

## 平成 16 年度以降の活動指針

### （1）個別苦情への対応の強化

・ 個別苦情の件数は減少傾向にあるものの、提起される問題は、基準・認証制度の国際的な整合性など、過去の建議や意見でも指摘された内容のものであることが多い。このため、個別苦情のうち基準・認証制度等に深くかかわりのある案件については、積極的に苦情処理部会での審議を活用するとともに、必要に応じて専門家会議の審議を経て、推進会議意見を取りまとめることとする。

### （2）推進会議意見のあり方の見直し等

・ 推進会議意見の取りまとめにあたっては、個別審議案件に係る個別具体的な対応を求めるものにとどめることなく、過去の審議の経緯等との関係も踏まえた上で、類似案件への適用についても念頭に置いたものとするよう努める。

・ 特に重要な案件に関する意見の取りまとめにあたっては、単年度に対策本部決定が可能な提言とすることを優先するのではなく、問題の所在を明らかにし、抜本的な解決につながるものとするよう努める。また、具体的な対応について対策本部決定に至らなかった案件については、総点検報告書（平成 15 年 3 月）の方針に従い、繰り返し検証を行う。

## （３）我が国対外経済政策を念頭に置いた活動

### イ．　外国政府等要望への対応の強化

・在京大使館等申立ての苦情は、我が国の基準・認証制度等に関する論点を含むものが多いこと、また、ＯＴＯは我が国をめぐる対外経済摩擦を背景に発足したものであるとの経緯に照らし、在京大使館等が重視する苦情については、特に重点的に（１）に掲げる苦情処理部会・専門家会議の審議を活用する。

・事務局は、在京大使館等との連携をより緊密なものとするよう努め、ＯＴＯの利用を働きかける。また、外国政府等が総合規制改革会議やＷＴＯの紛争解決手続・委員会審議を活用するケースが増えていることから、ＯＴＯ以外の枠組みで提起されている要望についても把握に努め、当該国と我が国との間の基準・認証制度等に関する問題の所在について、全体像を明らかにするよう努める。

・推進会議は、事務局の報告に基づき、必要に応じて在京大使館・在日外国商工会議所に対してヒアリングを行い、市場開放問題に関する要望を聴取する。

### ロ．　貿易相手地域別の集中審議

・推進会議意見の取りまとめにあたっては、世界的な地域経済統合の進展・深化にかんがみ、相手地域別に重点的に審議する。その際、当該案件が我が国の市場開放問題に占める位置付けや、審議結果が我が国の対外経済政策に持つ含意についても明らかにするよう努める。

**（別紙）平成16年度推進会議報告書（第8回）取りまとめについて**

上記指針に基づき、平成16年度推進会議報告書（意見）の取りまとめを下記の通り進めることとする。

（１）事務局は、推進会議の審議に先立ち、予め決めた特定地域の在京大使館等から市場開放問題に関する要望を聴取する。その際、併せてＯＴＯ以外の枠組みで提起されている要望についても聴取する。上記指針に基づく活動の初年度となる平成16年度においては、現在最も多くの個別苦情が寄せられている北米、あるいは今後、我が国とのより緊密な経済関係が見込まれる東アジアを対象地域とすることが考えられる。

（２）事務局は、在京大使館等要望の概要、ならびに既に寄せられている個別苦情のうち特に重要な論点を含むものについて推進会議に報告する。

（３）推進会議は、事務局の報告に基づき、特に重要な要望や個別苦情に関して専門家会議を開催して審議し、意見をとりまとめる。また、必要に応じて在京大使館・在日外国商工会議所要望のヒアリングを行う。

（４）報告書の取りまとめにあたっては、各個別審議案件が我が国の市場開放問題に占める位置付けや、審議結果が我が国の対外経済政策に持つ含意を明らかにするため、①我が国と当該地域間の経済関係や経済協議等の現状、ならびに②当該地域における関連要望事項、さらには③関連する過去のＯＴＯでの審議の経緯や類似案件について、明示的に取り上げることとする。